

投資情報

企業年金規定の改正動向

2016年6月8日、中国人力資源社会保障部は、「企業年金規定(意見募集稿)」(以下、“本意見募集稿”と表記)を公布し、7月6日を期限としてパブリックコメントを募集しています。

2014年時点において中国の60歳以上の人口は2億人を超え、全人口の15.5%を占めるに至りました。高齢化社会が急速的に進行しているなか、高齢者に関連する政府の財政負担も急増しています。政府の財政負担を軽減しつつ、高齢者への生活保障を提供する手段の一つとして、中国は、2004年より「企業年金試行弁法」を施行し企業年金制度の導入を提唱してきました。しかしながら、2015年までの企業年金加入者は全国の非農村就業人口の5%にとどまっており、企業年金制度の普及促進は喫緊の課題となっています。このような背景の下、当局は企業年金制度の導入にインセンティブを与えることを目的として、2015年に施行された「機関単位職業年金」(国弁発[2015]18号)に対応する形で本意見募集稿を作成し公表しました。本稿では、Q&A形式で本意見募集稿の概要を紹介いたします。

Q1 企業年金制度とは？

A1 中国の企業年金制度は日本の厚生年金に類似する制度で、企業が従業員の福利厚生のために導入するものです。ただし、企業年金制度の導入条件の一つとして、関連法令に従い基本養老保険に加入し保険費用の支払義務を履行することが前提条件となっています。

Q2 企業年金制度の導入は強制されますか？

A2 企業年金制度の導入は強制ではなく、あくまでも企業の判断に委ねられている任意の制度です。企業年金制度の導入により、企業が人材を引き留めやすくなる効果が期待される一方、導入後は継続して費用負担が発生するため、企業にとって過度の負担となることがないよう、各企業の経営状況や財政状態に合った自主的な運営が必要となります。その点、強制制度である基本養老保険とは異なります。

Q3 企業年金費用における企業負担はどのくらいですか？

A3 今回の改正のポイントは、企業年金費用に対する企業負担の軽減です。本意見募集稿では、企業年金費用の企業負担分の上限について、同企業における前年度従業員賃金総額の1/12から8%へ、企業と従業員による年金費用拠出の合計は前年度従業員賃金総額の1/6から12%へと、それぞれ引き下げられています。また、当該制度では企業年金の拠出金における年金運用損益は従業員個人に帰属するため、日本の確定拠出制度に類似し、企業における年金費用の負担額は安定的で予測可能です。

Q4 企業年金制度の導入においてどのような手続が必要となりますか？

A4 企業年金制度の導入に当たって、企業は企業年金制度の草案を作成し、その内容について従業員と協議を行い従業員代表大会あるいは従業員全員による同意を得る必要があります。従業員代表大会あるいは従業員の同意を得た後、企業は企業年金制度の草案を所管政府部門(企業所在地における県レベル以上の人材資源社会保障部門等¹⁾)に届出ます。届出後 15 日を経過しても所管政府部門から異議が提起されなければ、当該企業年金制度は直ちに発効されます。

Q5 企業年金制度の変更は可能ですか？

A5 本意見募集稿によれば、導入した企業年金制度は、政府の政策規定に従い、企業と従業員との間に必要な協議・合意をもって、企業の状況に応じて変更することができます。また、関連政策に改正があった場合や、企業年金制度加入者の半数以上が当該制度の内容変更を提言した場合には、企業がそれに応じて既存の企業年金制度を変更しなければなりません。

なお、変更の際には、Q4 の手続に従い、従業員代表大会あるいは従業員の同意の取得と所管政府部門への届出(変更後 10 日以内)が必要です。

Q6 企業年金制度の中止は可能ですか？

A6 本意見募集稿によれば、企業年金制度導入後、企業が事業損失やリストラ等の原因により継続して年金費用の拠出ができない場合には、従業員と協議の上、年金費用の支払を一時的に中止することができます。その後、年金費用の支払が再開された際に、企業の状況に応じて、拠出を一時中止した時点の企業年金制度の規定に従い、遡って未納期間の年金費用を追納することができます。

なお、一時中止を行う際には、Q4 の手続に従い、従業員代表大会あるいは従業員の同意の取得と所管政府部門への届出(変更後 10 日以内)が必要です。

Q7 企業年金制度はどのような場合に終了するのでしょうか？

A7 以下の 3 つの場合、企業年金制度は終了することになります。

- ① 企業が解散または破産宣告された等の原因により企業年金制度を継続できなくなった場合
- ② 不可抗力等の原因により企業年金制度を継続できなくなった場合
- ③ 企業年金制度において約定された終了の条件に達した場合

Q8 企業年金基金の運用管理はどのように規定されていますか？

¹ 届出先は企業によって異なります。中央所属企業は人材資源社会保障部に、省を跨いだ企業は本部所在地における県レベル以上の人材資源社会保障部門に、また省内いくつかの地域を跨いだ企業は本部所在地における市レベル以上の人材資源社会保障部門に届出します。

A8 企業年金基金の管理業務は企業内部の企業年金理事会²または企業外部の法人受託機構(以下、両者のことを“受託者”と表記)に委託する必要があります。その際に企業は受託者と委託管理契約を締結しなければなりません。また、受託者は、年金管理業務以外のいかなる営利活動も禁止されています。受託者は、企業年金基金の口座管理、投資運営や企業年金基金の保管業務を企業年金管理資格を有する第三者機関に再委託することができます。

Q9 企業年金はどのような場合に引出ができますか？

A9 以下の場合のみ企業年金を引き出すことが可能とされています。

- ① 企業年金加入者が関連規定に従い退職年齢に達した場合には、月次または一定期間に分割して引き出すことができるほか、一括して商業養老保険商品の購入代金に充てることもできます。
- ② 企業年金加入者が海外に定住する場合、企業年金を一括して引き出すことができます。
- ③ 企業年金加入者が死亡した場合、企業年金残高は適正な相続人が相続することができます。

² 本意見募集稿において企業年金理事会にメンバーの三分の一以上は従業員代表が担当することを求められます。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited